令和４年度
保税事務研修資料

内　部　監　査　に　つ　い　て

大阪税関
監視部　保税総括部門

目次

１．内部監査の前に・・・・・・・・・Ｐ２

２．内部監査とは・・・・・・・・・・Ｐ５

３．監査内容・・・・・・・・・・・・Ｐ９

４．結果報告・・・・・・・・・・・・Ｐ19

1．内部監査の前に

なぜ内部監査は必要なの？

改善指示により
・非違の未然防止
・非違の早期発見
につながる

内部監査人

勧告

監査

総合責任者

改善指示

貨物管理責任者

監査結果
報告書

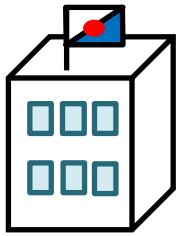

税関

規定した手続きが健全に
機能しているかを審査

1．内部監査の前に

非違態様別の件数（全国・平成29～令和３年度）　※通報日ベース

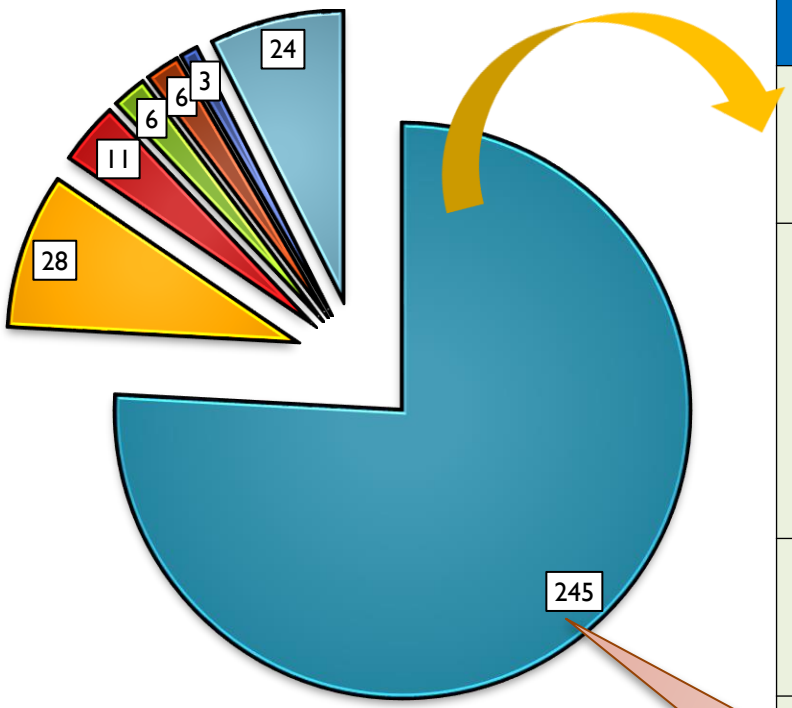

- 記帳義務違反（関税法第34条の2等）
- 無届収容能力増減・無届工事（関税法第44条）
- 未承認蔵入・移入・総保入（関税法第43条の3第1項等）
- 無許可見本一時持出（関税法第32条）
- 保税地域外蔵置（関税法第30条第1項）
- 未承認保税運送（関税法第63条）
- その他

記帳義務違反の内訳	
台帳未作成	33
うちNACCS管理資料取得・保存漏れによるもの	19
記帳漏れ	139
うち誤搬出による記帳漏れ	80
うち見本一時持出に関する記帳漏れ	12
うち貨物取扱に関する記帳漏れ	5
誤記帳	69
輸出貨物積み残しによる誤記帳	48
虚偽記帳	4

計323件のうち245件
約75%が記帳義務違反！

1．内部監査の前に

★非違態様別の主な内容　（関税法基本通達48-1(1) ハ（イ）　別表1 基礎点数 2～3点）

- 記帳義務違反 … 貨物の誤搬出、輸出貨物の積残しに起因する記帳誤り。
  NACCS管理資料の取得忘れによる保税台帳未作成。
  計算ミスによる原料、製品数量の記帳誤り。（保税工場）
- 未承認行為 … 保税運送承認を受けずに搬出、運送。
  蔵置期間超過による蔵入承認、移入承認の申請忘れ。
- 無届行為 … 保税地域内での工事に伴う工事届提出忘れ。
  許可区域を他社に賃貸し作業させていた。⇒いわゆる“坪貸し”
  廃棄届を提出せずに外国貨物を廃棄処分。

★非違を起こしてしまった主な原因

- ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ … 「～だろう」、「いつもと同じ」と言った“思い込み”や“うっかりミス”。
  業務輻輳や時間に追われ、書類と現物との対査を怠った。
  担当者（部門）間の連絡ミス、担当者交代の際における引き継ぎ忘れ。
- 認識不足 … 法令等、知識の不足。
  税関や上司等に相談することなく、自己の誤った判断で処理した。
- CP遵守の欠如 … 手順書どおりの作業を行っていなかった。（ダブルチェック等）
  内部監査を行っていなかったため、倉主自ら非違の発見が遅れた。

非違の内容や原因は、全国的にも、また、過去を通じても同じです。

注意して業務を行っていれば防げたものばかりでは？

内部監査とは

内部監査とは、組織体の目標の効果的な達成に役立つことを目的として、諸活動の遂行状況を合法性と効率性の観点から、公正かつ客観的な立場で検討・評価し、これに基づき特に改善を重視して助言・勧告を行う組織体内の独立した機能

【関税法基本通達34の2－9(7)　評価･監査制度の整備】

内部監査人による評価･監査は、原則として毎年実施し、当該評価･監査の都度、その結果を税関に提出する。

税関へ速やかに提出

内部監査人

どういった人に
なっていただくか？

- **社内規定等により権限付与**

  他からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行

- **業務に精通**

  職責を果たすために、十分な知識、技能及び能力を有する

- **関税法上役職等の限定規定なし**

  会社法等で言う監査役、会計監査人等である必要はない

監査人としての心構え

〇客観的な視点で、馴れ合いではなく、毅然とした態度で臨む
〇原則、担当者へのヒアリングを行い、質問は具体的な内容にする
〇ＮＡＣＣＳ業務は担当者に実施させ、迅速性や正確性で習熟度を確認する

担当者へのヒアリング方法は、

- YES/NOによる質問では意味がない
- HOW（どのように）による質問が有効

（例）

「搬出入する時は貨物と書類を対査していますか？」

・・・「はい（いいえ）」 しか返ってこない。

「搬出入時はどのような手順で行っていますか？」

・・・具体的に回答させる （保税に関する知識、CP（手順書）の理解度を図る）

監査の手法

- 監査計画の作成

  あらかじめ監査の目標、範囲、実施時期等を定めて実施

- 評価基準の作成

  ・内部監査のためのチェックリストの例の活用

  ・達成状況確認のための個別チェック項目設定

- 内部監査の報告とフォローアップ

  ・社内報告、受検者への通知及び税関への報告

  ・社内でのフォローアップ体制の確立

２．監査内容

ここからの内容は、一般的な内部監査の内容として、あくまでご参考までのものです。実際の内部監査は、各社の貨物管理やＣＰの内容等の実態に応じて、実効性のある内容で実施してください。

《監査内容全般》実際の手続きが法令やCPに沿って適正に行われているか

貨物管理手続体制（搬出入管理状況）

搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか？

書類との対査や数量確認の方法を具体的にヒアリング

搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか？

搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

搬出につき必要とされる許可・承認書等を確認しないで搬出した事例はないか？

ＣＰと実際の搬出入手続とは一致しているか？

具体的には①で説明

ＣＰと実際の搬出入手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

①ＣＰと実際の搬出入手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

（確認方法（例示））

- 現場に社内管理規定（CP）、社内業務手順書等を配備し、担当者に対し周知徹底を図っているか。
- 複数人で搬出入手続きをチェックしているか。

ミスを未然に防ぐ体制

２．監査内容

在庫管理状況

帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか？

長期蔵置貨物について管理等が適正に行われているか？

具体的には②で説明

ＣＰと実際の在庫管理手続が一致しているか？

ＣＰと実際の在庫管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

蔵置管理体制等

具体的には③で説明

保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか？

貨物が適正に区分蔵置されているか。貨物のはい付、さし札等が的確に励行されているか？

ＣＰと実際の蔵置管理手続が一致しているか？

ＣＰと実際の蔵置管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

ＣＰに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じているか？
また、当該措置は効果的であるか？（施設面、人的側面それぞれの観点を総合して判断又は記載すること）

②長期蔵置貨物について管理等が適正に行われているか？

（確認方法（例示））

○指定保税地域は入れた日から１か月
○保税蔵置場・保税工場は搬入日から３か月
○最初にISを受けてから通算２年間

- 貨物の蔵置期間、IS（蔵入承認）について理解しているか。

- 蔵置期間等を定期的に管理する方策が採られているか。

長期蔵置貨物については誤搬出の防止やIS申請等の失念がないよう、特に管理に注意が必要！

③保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか？

（確認方法（例示））

表示、線引き等が消えかけていないかも注意！

- 保税蔵置場のエリアが明確に判る措置（表示、線引き等）がなされているか。
- 貨物が適正に区分蔵置されているか。貨物の表示（さし札等）が的確に励行されているか。

２．監査内容

記帳管理状況

帳簿に必要事項が記載されているか？

輸入許可書等又はその写しが整理保存されているか？

ＣＰと記帳手続が一致しているか？

ＣＰと記帳手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

具体的には④で説明

その他のＣＰの遵守状況

通報体制の履行状況は適正に行われているか？

具体的には⑤で説明

従業員（下請事業者を含む。）に対する社内研修は十分に実施されているか？また、その結果は責任者に報告されているか？

社内監査制度等を設け、適正に社内監査等が行なわれているか？また、その結果は責任者に報告し、税関に提出されているか？

④帳簿に必要事項が記載されているか？

（確認方法（例示））

- 記載事項の誤り、漏れがないか。
  ※記載事項は以下で規定されています
  指定保税地域：関税法施行令第２９条の２
  保税蔵置場　：関税法施行令第２９条の２
  保税工場　　：関税法施行令第５０条

- 【NACCS管理資料を台帳とする場合】
  データを取り出す際に確認簿等を定めているか

担当者１人に任せていないか？

⑤通報体制の履行状況は適正に行われているか？

（確認方法（例示））

保存場所は周知されているか？

- 税関やその他関係期間との連絡手順及び体制の更新が適切になされているか。

- 社内、業務委託先との連絡体制についての更新が適切になされているか。

一般的な監査内容と留意点

その他のＣＰの遵守状況

社内研修や、内部監査の結果を受け、どのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分か？

指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されているか？

具体的には⑥で説明

その他のＣＰ記載項目を遵守するためのどのような措置を講じているか？
また、当該措置は効果的であるか？

貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われているか？

問題となる業務委託はないか？

税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分か？

法令改正や制度変更について周知できているか？

⑥社内研修や、内部監査の結果を受け、どのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

（確認方法（例示））

- 研修後にフォローアップ（アンケートやテスト等）を行い理解度を確認しているか

- 内部監査の指摘事項について、直ちに改善策が講じられているか

指摘があった部署にどのような指示がされたのか？

内部監査チェックリストの作成

記載漏れが目立つ！

「良好」、「問題なし」、単に“○”　“×”

保税地域コード		保税地域の名称	
保税地域の所在地		監査者氏名	
監 査 年 月 日			
区分	監　査　項　目		判定
貨物管理手続体制（搬出入管理状況）	搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか		

内部監査チェックリストの作成

ヒアリングの際は具体的な
質問をする必要があります！

監査項目の「判定」については以下のとおり具体的に記載願います。

推奨事項（具体例）

- 二重チェックが徹底され、相互にけん制する体制が整っている。
- 前回監査の指摘事項は、〇〇を××することにより改善された。

指摘事項（具体例）

- 二重チェックが形式的なものにとどまっている。改善を要する。
- 外国貨物の搬出入作業が手順書と異なっているため、実態に則した手順書への改定を要する。

監査終了後は

総合責任者に対する講評

- 結果については書面に明確に記載して報告すること。
- 指摘事項について、手順書やＣＰの改定が必要な場合には、フォローアップを行うこと。

税関に対する報告

- 内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。
- 指摘事項等によりＣＰを改定した場合は、併せてＣＰを税関に提出する。

保税業務検査における内部監査に係る指導事項

☆　保税業務に携わっている者が内部監査人となっていた

☆　従業員への研修・教育が実施されていなかった。

☆　内部監査において改善要請事項があったにもかかわらず、改善・見直しがなされていなかった

☆　内部監査チェックリストが業務実態に対応していないものを使用していた
　⇒実際に行っていない業務にも「○」が記載されていた

☆　監査結果を税関に提出していなかった

☆　監査を毎年実施していなかった。

内部監査で期待される効果

非違等の防止

保税非違が発生する前に、内部監査で改善点を見つけ、ＣＰの遵守を徹底することが非違等の発生を未然に防止することにつながります。

非違等の早期発見

万が一内部監査で非違があった事実が発覚した場合、自ら税関にその事実を申し出たり、改善策を速やかに実行することで処分点数が軽くなる場合があります。

最後に、
内部監査人のみなさまへ

企業のシステムが健全に機能しているかを管理・コントロールすることは、健全な経営を確保するうえで重要な鍵となるコーポレートガバナンス（企業統治）において非常に重要です。
形式的なものではなく、必ず実態を確認し、内容のある監査を行っていただくようお願いします。

メール送付時における税関（保税部門）からのお願

保税部門では、インターネットメールを受信する際には共用のインターネットPCを使用しております。

メール送付時に税関担当者に電話で連絡

していただけると、担当者がすぐに対応でき、助かります。